

令和7年度阿久根市奨学生二次募集要項

阿久根市教育委員会

1 阿久根市奨学金の趣旨

この奨学金は、有用な人材の育成に資するため、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学を困難とする者に対して貸付けるものである。

2 奨学金貸付額

区 分	修学資金（月額）
高等学校又は高等専修学校の奨学生	9,000円
高等専門学校、専門学校又は 職業訓練短期大学校の奨学生	18,000円
大学（大学院）の奨学生	40,000円

※ 他の奨学金（貸与型）との併用はできない。

3 奨学生の必要資格要件等

日本学生支援機構その他の法人又は団体等から学資の貸付けの決定を受けている者を除き、以下の要件を備えていなければならない。

- (1) 本市に3年以上在住する者の子弟であること。
- (2) 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学（大学院を含む。）及び修業年限2年以上の高等専修学校、専門学校又は職業訓練短期大学校等に在学していること。
- (3) 品行方正で学業優秀と認められること。
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められること。
- (5) 奨学金の返還が確実であり、かつ、これについて確実な保証人を有すること（保証人については、独立の生計を営む者で、奨学金の返還に関し保証能力のある者）。

連帯保証人とは、奨学生が大学等を卒業後、奨学金の返還が始まり、その返還が滞った場合、奨学生に代って返還することを約束するものです。

4 貸付期間及び返還について

(1) 貸付期間

貸付けを決定した月から始まり、奨学生の在学する学校の正規の修業年限を終了する月まで。

(2) 返還

卒業又は退学した日の翌日から起算して1年を経過した日から1年以内に返還を開始し、10年以内に返還を完了すること。

5 提出書類等

提出書類	奨学生願書（第1号様式）	各1部
	奨学生推薦調書（第2号様式）	
	親権者又は後見人について、市長の発行する次の証明書（親権者が父母の場合、父母分） （1）納税証明書 （2）資産証明書 （3）所得証明書（総所得が掲載されているもの）	
	連帯保証人（親権者又は後見人以外の者1名）について、市長の発行する次の証明書 （1）資産証明書 （2）所得証明書（総所得が掲載されているもの）	
提出先	阿久根市教育委員会教育総務課 （押印もれ等ないように確認すること。）	

（注 意）

奨学生願書（第1号様式）及び奨学生推薦調書（第2号様式）は、阿久根市ホームページからダウンロードすることができます。奨学生願書については、本人及び親権者又は後見人が記入し、必ず在学する学校長の検印を受けてください。奨学生推薦調書は、在学する学校に作成を依頼され、開封無効の方法で提出してください。

なお、各証明書は阿久根市役所税務課で発行しています。

6 募集期間

令和7年7月11日（金）～令和7年8月8日（金）

7 選考の方法

阿久根市教育委員会で、令和7年8月に面接を行い、選考する。面接には、本人及び親権者又は後見人が必ず出席すること。

8 書類の提出先及び問い合わせ先

〒899-1696

阿久根市鶴見町200番地

阿久根市教育委員会 教育総務課 担当：出石、中野

電話（代表）0996-73-1211 内線1311

（直通）0996-73-1257